

令和7年度第2子以降の学校給食費の補助について

一宮町では子育て世帯の経済的負担軽減のため、保護者が扶養している子のうち、年齢が上から3番目以降の子の義務教育期間における公立学校（県立学校除く）の学校給食費を補助しているところですが、令和7年9月からは制度を拡充し、第2子も対象とします。

つきましては、以下の内容をご確認の上、対象となる場合には申請手続きをお願いいたします。

なお、補助金の適用を受ける場合は、申請書の提出（毎年度）が必要になります。

※第3子以降学校給食費の補助対象児童等に認定されている世帯につきましては、令和7年度に限り、すでに申請いただいた内容から第2子について審査いたしますので、申請は必要ありません。

■補助の対象となる要件

以下の①から④を全て満たしている保護者が対象となります。（令和7年9月時点）

- ①一宮町に住所を有する小学生以上の子を2人以上扶養している。
- ②①の子のうち、年齢が上から2番目以降の子が町外の公立小中学校で学校給食の提供を受けている。
- ③生活保護又は就学援助制度等により学校給食費の全額補助を受けていない。
(現在申請中である場合は、本申請も併せて申請してください。)
- ④学校給食費の滞納がない。(完納後に申請をお願いします。)

※①から④を満たし、対象となる子が次に該当する場合には、一宮町教育委員会にお問合せください。

☐ 医師の診断により、一切の学校給食の提供を受けられず完全弁当の児童等

※補助の対象となる児童等の例（網かけが補助の対象者・丸囲み数字が扶養している子等）

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	大学生①	大学生②	中学生③	小学生④	中学生③・小学生④
例2	無職①	専門学校生②	中学生③	私立中学生④	中学生③
例3	就労者（扶養外）	高校生①	中学生②	小学生③	中学生②・小学生③
例4	アルバイト（扶養内）①	就労者（扶養外）	中学生②	中学生③	中学校②・中学生③
例5	中学生①	小学生②	未就学児③		小学生②
例6	小学生①	未就学児②			対象外

■補助金の額

補助対象者（保護者）が負担した第2子以降の者に係る学校給食費の額

（ただし、在籍する町外公立学校の学校給食費の1食あたりの単価が町立学校の単価を上回る場合には、町立学校の単価（小学校：270円/食 中学校：300円/食）を上限として算出した額）

■申請方法

- ①「一宮町学校給食費補助金交付申請書【町外学校用】」に、記入例を参考に必要事項を記入してください。
なお、お子さまの学校・学年は令和7年9月時点で記入してください。
(申請書は、ホームページからダウンロードできます。裏面のQRコードからアクセスしてください。)
- ②申請書に記載した子の健康保険証資格情報のわかる書類（裏面の①～③のいずれか）を申請書裏面の指定欄に貼付してください。

※健康保険証資格情報のわかる書類とは以下の通りです

- ① **従来の健康保険証の写し**（ただし、健康保険証が使用可能な令和7年12月1日まで）
- ② マイナンバーカードを取得し、健康保険証利用登録を行っている方の場合
マイナポータルログイン後の「健康保険証情報」を印刷したもの
（別冊の「マイナポータル操作手順」を参考にしてください。）
- ③ **保険者より発行される「資格確認書」の写し**（※注意：「資格情報のお知らせ」ではありません。）
資格確認書対象者：マイナンバーカードを取得していない方や
取得しているが健康保険証利用登録を行っていない方 等

■申請期限

令和7年7月31日(木)まで

- ・添付書類が申請期限に間に合わない方や
申請後に世帯の状況等について変更があった場合には、
一宮町教育委員会にご連絡ください。
- ・申請期限を過ぎた場合でも、9月末までに申請いただければ、
令和7年9月から無償化の適用を受けることができます。

■申請書の提出先

一宮町教育委員会窓口にご提出ください。（郵送でも可能です。）

■決定通知等

- ・審査の結果を記載した決定通知書は9月に郵送いたします。

■補助金の請求方法

- ・一度ご負担いただいた令和7年度の学校給食費について、補助対象者（保護者）からの補助金請求書をもとにお支払いします。
- ・補助金請求に関して必要な書類は令和8年2月下旬頃にご自宅に郵送いたします。

■年度途中の新規申請について

- ・申請期限を過ぎ、年度の途中で無償化の要件を新たに全て満たすことになった場合、申請書を速やかに提出してください。
- ・申請が遅れた場合、無償化の対象となる期間が短くなる場合がありますので、ご注意ください。
- ・以下の例にあてはまる場合、要件を満たせば無償化の対象となる可能性があります。
例・町外から転入してきた ・扶養する子が増えた ・生活保護や就学援助制度の適用を受けられなくなった

■年度途中に申請内容の変更が生じた場合

- ・決定通知後、世帯の状況に変更が生じた場合（扶養している子の人数の変更など）や他の制度により学校給食費の補助を受ける（受けた）場合には、変更の届出が必要となります。
- ・速やかに教育委員会（教育課学校教育係）までご連絡ください。

【お問合せ先】

一宮町教育委員会
教育課 学校教育係
Tel 0475-42-4574



詳しくは町 HP をご覧ください。